

## Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターをお届けしております。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムにおけるサイバー情報保護法について

[Page 1/2]

2017年8月 No.VNM\_006

### 1. はじめに

2016年7月のベトナム航空に対するサイバー攻撃においては、顧客40万人の個人情報が出し、遠隔地からいかに簡単に組織が攻撃されるのかについて警鐘を鳴らすこととなった。こうした個人情報の流出問題は今に始まった訳でないが、個人情報に対する市場の需要がここ数年で急増し、ベトナムにおいても個人情報がドル取引による闇市場で不法に取引される資産とみなされる等、個人情報の流失及び違法取引への対処が要請される状況は続いている。

### 2. サイバー情報保護に関連する法令等

政府は、既存の法令においても、かかる犯罪行為に対処するための規定を定めている。例えば、民法は、個人の私生活に関する情報を収集、保存、利用及び公開する場合、本人の同意を取得しなければならず、法律により別途定める場合を除き、家族の秘密に関する情報を収集、保存、利用及び公開する場合、家族全員の同意を取得しなければならない旨定めている。また、情報技術法は、法律により別途定める場合を除き、ネットワーク環境において他人の個人情報を収集、処理及び利用する組織及び個人は、本人の同意を取得しなければならない旨定める。アンチ・スパムに関する政令90/2008/ND-CPには、電子アドレスは、当該アドレスの所有者の同意がある場合、広告目的のみにおいて収集することができる旨の規定がある。しかしながら、効果的なメカニズムが確立しているとはいえない。これは従前の法令が個人情報を保存及び保護する組織の義務を十分に規定していなかったためである。

こうした問題に対処すべく、サイバー情報保護法が2016年7月1日に施行された。

同法は、情報の完全性、機密性及び可用性を保障するため、個人又は組織の個人情報を不法入手、利用、開示、妨害、改変又は工作から保護することを目的としており、特に以下の主要項目に重点を置く。

- ・増加するサイバー攻撃への対処
- ・スパムメール及びウィルス拡散の防止
- ・セキュリティに脆弱性のあるソフトウェア及びハードウェアの取引防止
- ・個人情報取引の防止
- ・サイバー情報保護分野の人材育成
- ・セキュリティ製品及びサービスのマーケット醸成



また、政府は、2016年7月1日付けで分類別の情報システムの保護に関する政令35/2016/ND-CP（「政令85」）及び2017年4月24日付けで当該政令の指針となる通達03/2017/TT-BTTTT（「通達03」）を公布した。政令85及び通達03は、情報システムの重要性に応じた情報セキュリティを確保すべく情報システムを5段階に分類して規定している。そして、政府組織・機関の活動並びに個人及び事業体に対するオンライン・サービスの提供における情報技術の適用を行うベトナムに拠点を置く情報システムの建設、構築、管理、運用、更新及び拡大に参加し又は関与している組織及び個人に適用される。

### 3. サイバー情報保護法における禁止行為

サイバー情報保護法は、以下の行為を禁止行為と規定する。

- ・サイバー空間における情報伝達の遮断、サイバー空間における情報への不正介入、アクセス、侵害、削除、改変、複製又は改竄。
- ・情報システムの通常運用を妨害し、又は利用者の情報システムへのアクセスに対し不正に影響を与え又は介入すること。
- ・情報システム内の電子情報セキュリティ保護対策を不正に攻撃し、無効化すること。
- ・情報システムを攻撃、乗っ取り又は妨害すること。
- ・スパムやマルウェアを拡散し又は虚偽かつ詐欺情報システムを構築すること。
- ・個人情報を不正に収集、利用、拡散又は取引すること。
- ・個人情報を収集又は利用するために情報システムの脆弱性を悪用すること。
- ・機関、組織又は個人から、暗号化された秘密及び合法に暗号化した情報をハッキングすること。
- ・民間の暗号化製品に関する情報又は合法的に民間暗号化製品を利用する顧客情報を開示し、出所不明の民間暗号化製品を利用又は取引すること。

#### 4. 個人情報の収集・利用

サイバー情報保護法において、個人情報とは特定の人物の個人識別認証と関連付けられる情報を意味する。そして、組織又は個人が個人情報を収集及び利用する場合、当該組織又は個人は、以下の各号を義務付けられる。

- ・当該情報の収集及び利用の範囲及び目的に関する個人情報所有者の同意を取得した後に限り、個人情報を収集すること。
- ・当初の目的以外の目的については、その同意を取得した後に限り、収集された個人情報を利用すること。
- ・個人情報所有者の同意を取得した場合又は所轄当局の要請がある場合を除き、自己が収集、入手又は管理する個人情報を第三者に提供、拡散又は第三者と共有してはならない。

#### 5. 個人情報所有者の権利

個人情報の所有者は、個人情報を取り扱う組織又は個人に対し、自己の個人情報の更新、改変若しくは削除又は他人に対する提供の停止を要求することができる。当該要求を受けた組織又は個人は、以下の各号を遵守しなければならない。

- ・要求を履行し、個人情報所有者にその旨通知をするか、情報を更新、改変又は削除するために自己の情報にアクセスする権利を所有者に付与すること。
- ・個人情報を保護するために適切な対策を取り、技術その他の理由で当該要求に従うことができない場合は、その旨所有者に通知すること。

さらに、その他法律で定める場合を除き、個人情報を取り扱う組織又は個人は、利用目的を達成し、又は保管期間が満了した場合、当該個人情報を削除し、削除した旨を当該個人に通知しなければならない。

#### 6. 違反に対する罰則

サイバー情報保護法の違反の程度によって、違反者には法律により刑事罰若しくは行政罰（罰金、営業停止、収益の没収等）が科され、損害が発生した場合は、これを賠償しなければならない。

## CONTACTS

[> View About | Vietnam Practice](#)

### ★ HANOI / HO CHI MINH CITY



三浦 康晴 (アソシエイト)  
ベトナム登録外国弁護士

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月より APAC のハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

[> View Profile](#)

### ● TOKYO



鈴木 由里 (パートナー)  
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

[> View Profile](#)

### ● TOKYO



二本松 裕子 (パートナー)  
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

[> View Profile](#)

### ● TOKYO



上東 亘 (アソシエイト)  
第二東京弁護士会

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015年3月より APAC のハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出をサポートしています。

[> View Profile](#)

### ● TOKYO



戸松 夏子 (アソシエイト)  
東京弁護士会

2013年8月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

[> View Profile](#)

[ お問合せ先 ] E-mail: [aandsvietnam@aplav.jp](mailto:aandsvietnam@aplav.jp)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。